第2章 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

鹿児島県環境基本計画に対する平成18年度の施策等の進捗状況(実施状況)は次のとおりです。

NO	第3章 施策の展開	主務課	平成18年度の進捗状況(実施状況)
	育1節 安心できる健やかな環境の確保1 大気環境の保全(1) 環境基準の達成維持○常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	黄や光化学オキシダントで、火山活動あるいは成層圏大気の下降等の自然的要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を大きく下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。
002	(2) 工場・事業場対策 ○大気汚染防止法*や公害防止条例*等に基づき, ばい煙*や粉じんについて引き続き規 制を行うとともに,監視体制を充実・強化します。	環境管理課	(2) 工場・事業場対策 ○はい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査(286施設)を実施するとともに,はい煙発生 施設の排出基準監視調査(14施設)を実施。
003	○燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換を促進します。	環境政策課	場での利用がみられ、また、鹿児島市内に供給される都市ガスについては、液化天然ガスを 原料とした都市ガスへのガス種転換が行われた。
004	○低ばい煙施設の設置や使用など発生の抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止 技術の周知徹底を図ります。	環境管理課	○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や 苦情があった場合など,必要に応じ事業者を指導。
005	○ダイオキシン類の監視体制を充実・強化します。	廃棄物・リサ イクル対策課	10地点,土壌16地点),環境基準超過はなし。
		環境管理課	○ダイオキシン類に係る環境調査を実施(大気5地点,公共用水域水質・底質15地点,地下水質 10地点,土壌16地点),環境基準超過はなし。特定施設の排出基準適合調査(1施設)を実施。 (排出基準に適合)
006	(3) 自動車排出ガス対策 ○交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備、交差点の改良及び地域の状況に応じた立体化など、交通流対策に努めます。	道路建設課 道路維持課 県警交通規 制課	
007	○トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など、物流の効率化 を促進します。	TO WIND IN	7 - 470 (2.5 4)
008	○人流の合理化のため、公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	交通政策課	めの輸送サービスの改善等,バスの利用促進策を実施。
009	○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど、監視体制の充実を図ります。	環境管理課	○自動車排出ガス測定局(2局)で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大 気の監視調査を実施。
010	○市町村や関係団体とも連携して、アイドリングストップ運動を推進するなど、各人の 自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。		プ等を啓発。 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて(エコチャレンジ:燃料の10% 削減にチャレンジ)実践行動を推進。
011	○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。 また、県の公用車の更新の際は、小排気量車への転換や低公害車の導入に努めます。		○県自らが低公害車や低燃費車の導入,アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進。 ○県及び市町村において,低公害車を導入するとともに,民間団体等では,ハイブリッド車を中心に導入を推進。
		管理調達課	○特殊車両(2台)を除き,低公害車(61台)及び低排出ガス認定車(7台)を購入した。 なお,更新車両の約60%について小排気量車へ転換した。

012	○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において,必要に応じて植樹帯・植樹ますを整備。
	(4) 桜島火山ガス対策		(4) 桜島火山ガス対策
013	○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。	環境管理課	○桜島では,鹿児島市が桜島支所,赤水,有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染 常時監視を行った結果,二酸化硫黄について有村局,黒神局及び赤水局で環境基準を超過。
014	2 水・土壌環境の保全(1) 水循環の確保		2 水・土壌環境の保全 (1) 水循環の確保
	○森林・農地の水源かん養機能の維持・向上を図るため、里地里山*等の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐*等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。	森林整備課	○森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成復層林整備等を実施。
015	○水道水源として安全性を確保するため,汚濁発生源対策を促進します。	環境管理課	○417事業場について,延べ 479回の監視指導を実施し,46件の改善勧告等の行政指導を実施。
016	○工場・事業場における節水等,水使用の合理化対策を促進します。	環境政策課	
017	○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を 促進します。	建築課	○平成17年度は奄美高校において雨水利用施設(配管施設)を整備中。
018	○各種の啓発活動の実施により,家庭における節水意識の高揚を図ります。	環境政策課	○省資源・省エネルギーを啓発するため,読本の配布(県下小学校 5年生全員等22,000部)やパネル展,研修会を開催。
019	○主に都市地域において透水性舗装*や雨水浸透ます*の設置を促進し、雨水の地下浸透 を図ります。		○市街地部の県道において,必要に応じて歩道部に透水性のある平板ブロックを使用。雨水浸透ますについて,事業主体である市町村等に対して助言。
020	○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。	環境管理課	
	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)−1 公共用水域		(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)−1 公共用水域
021	○水質の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	川21水域、1湖沼1水域(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む)について水質調査を 実施した結果、重金属等の健康項目で1地点基準超過があった。生活環境項目については78水 域のうち12水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。
022	○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水 や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。		域2水域,4湖沼4水域で窒素・燐の類型指定。
023	○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期 的な水質の把握を促進します。	環境管理課	水域において実施。
024	○県内の主要な海水浴場について,水質の状況を把握し,その結果を公表します。	環境管理課	○推定利用者数が概ね1万人以上の県内23海水浴場について,水質調査をシーズン前及びシーズン中の2回実施し,シーズン前実施分について公表。調査結果は,全て水浴可能な水質。 調査項目は,ふん便性大腸菌群数,油膜,COD,透明度,○-157。
025	○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。	河川課	 ○河川愛護月間 (県:5月21日~6月20日,全国:7月1日~7月31日) に72市町村,1,035団体の48,067人が河川愛護作業に参加。うち55団体を表彰。 ○海岸愛護月間(7月1日~7月31日) 38市町村,186団体の26,879人が海岸愛護作業に参加。うち10団体を表彰。
026	○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。 このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。	農地整備課	2-1-11
	(2)-2 地下水		(2)-2 地下水
027	○地下水の水質保全を図るため、地域の地下水の概況を計画的に監視調査し、地下水の 環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており,平成17年度までに2558井戸で実施。
028	○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。		○215井戸について,水質測定計画に基づく調査を実施した結果,44井戸(うち定期モニタリン グ調査井戸は42井戸)が環境基準を超過。飲用井戸については,関係課と連携を図り水道へ の切り替え等を指導。
029	○工場・事業場におけるトリクロロエチレン等の有害物質の使用状況等を把握するとともに、安全な溶剤等への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。	環境管理課	○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施。
030	○農畜産業に起因すると思われる地下水汚染を防止するため,適正な施肥や家畜排せつ 物処理等,環境保全型農業を推進します。	進課	肥量は,67.1%(H16/S60)に削減。
		畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。

031	(2)-3 地域水質環境管理計画の推進 ○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境管理課水産振興課	(2)-3 地域水質環境管理計画の推進 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾環境行政連絡会議(県、湾域市町)」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うとともに、清掃用ごみ袋を作成配布するなど水質保全に対する意識を啓発。 ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
032	○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、池田湖水質環境管理計画に 基づき、畑地かんがいに係る導水の水質管理、適正な養殖管理及び生活排水対策等に より窒素、りんの削減を図るなど、地域の特性に応じた対策を推進します。		○第3期池田湖水質環境管理計画に基づき,南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の 徹底による汚濁負荷量の削減などの発生源対策や啓発活動など総合的な水質保全対策を実施。 計画の推進にあたっては,庁内連絡調整会議を開催し進行管理を実施。
033	○県,市町及び住民団体・事業者団体等で構成する協議会等の活動を通じ,地域住民等 の自主的実践活動を促進します。	環境管理課	○湾奥の行政,住民団体及び事業者団体等で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会に対し、県が負担金を拠出し支援。
034	(3) 産業系排水対策 (3)-1 工場・事業場対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境管理課	(3) 産業系排水対策(3) -1 工場・事業場対策○417事業場について,延べ 479回の監視指導を実施し,46件の改善勧告等の行政指導を実施。
035	○未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の 改善対策等を指導します。	環境管理課	○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施。
036	○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り,汚濁負荷削減対策を推進します。	工業技術セ ンター	○「工場排水管理技術講習会」を開催し,132社234名が参加。
037	(3)-2 農畜産業・水産業対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境管理課	(3)-2 農畜産業・水産業対策 ○養豚業46事業場について,延べ46回の監視指導を実施し,5件の改善勧告等の行政指導を実施。
038	○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性との調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。		 ○施設軟弱野菜の周年栽培における養分集積は、窒素よりもカリウムの集積が問題であることから、適正施肥量を明らかにした。また、鶏ふんたい肥の組み合わせ利用による環境保全型施肥技術の開発に取り組んだ。 ○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により化学肥料の10 a 当たりの施肥量は67.1%(H16/S60)に削減。また、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成。
039	○畜産経営に起因する環境汚染を防止し、地域社会と調和した畜産経営の安定的発展のため、環境保全型畜産を推進します。	畜産課	○畜産環境保全の指導を実施。
040	○家畜排せつ物の処理については、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策 指導指針等に基づき、適正処理を推進します。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
041	○でん粉工場については、でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領に基づき、 適切な排水処理を徹底します。	農産園芸課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき,適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導,操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
		環境管理課	○でん粉工場27事業場について,延べ42回の監視指導を実施し,1件の改善勧告の行政指導を実施。
042	○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀台数の制限や適正な養殖 管理を指導します。	水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適 正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画 に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
043	○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を 推進します。	水産振興課	○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。
044	(4) 生活排水対策 (4) -1 発生負荷の削減 ○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発 を推進します。		(4) 生活排水対策(4) -1 発生負荷の削減○各種イベント等を通じて、家庭における自主的実践活動を促進するために啓発を実施。
045	○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域(鹿児島湾奥部流域3市9町(平成16年3月現在)) については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。	環境管理課	○鹿児島湾奥の3市3町(平成18年3月現在)は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成 5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等 の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進。
046	(4)-2 排水処理施設の整備 ○市街地,農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県	生活排水対	(4)-2 排水処理施設の整備○公共下水道整備事業箇所数11市6町21箇所,供用開始箇所数11市5町20箇所。

	下水道等整備構想を基本として,公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備ととも に,合併処理浄化槽などの普及を進めます。	策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成17年度までに、8市15町2村58地区で事業に着手、うち8市14町1村の48地区で供用開始。 ○平成17年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の21.7%。累積の合併処理浄化槽108,781基で、総浄化槽基数266,969基のうちの40.7%。平成17年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、7,777基。
		漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は,平成17年度までに7市町村12地区で事業に着手,8地区で供用開始。
047	○富栄養化防止対策等が必要な地域については,公共下水道等の高度処理を促進します。	生活排水対 策室	○事業主体である市町村に対して助言。
048	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実を図ります。	生活排水対 策室	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実。
	(5) 土壌環境の保全		(5) 土壌環境の保全
049	○良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工	環境管理課	
	場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。	食の安全推 進課	発活動を実施。
050	○土壌汚染対策法に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等の時点において、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施を指導します。	環境管理課	○水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合,届出が提出された段階で指導。 ○土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を捉え て、土壌汚染防止を事業者に周知。
051	○土壌の汚染状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。	環境管理課	が「指定地域」として指定されたところはない。
:	3 化学物質の環境安全管理		3 化学物質の環境安全管理
امحما	(1) 包括的対策 (化学物質排出把握管理促進法など)	- +==±-5-55-1==±=#	(1) 包括的対策(化学物質排出把握管理促進法など)
052	○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	塚境官理誄	○化学物質排出把握管理促進法に基づき,平成17年度は508事業所からのPRTR届出があり,これ を受付し、国に送付。鹿児島県のPRTRデータをまとめホームページに公開。
	るとともに, 上物:尹末物に 40り 416子79貝V2週正旨任と促歴しまり。	食の安全推 准課	
053	○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。		○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成17年度は、初期・詳細環境調査(生物)、暴露量調査(水質)、モニタリング調査(水質、底質、生物、大気)を実施。
054	○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究を推進します。	環境管理課	○有害大気汚染物質について,環境モニタリング調査(6地点)(鹿児島市調査分を含む)を実施するとともに,事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査(6施設)を実施。
055	○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源 に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	○有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減 対策の推進について指導。
056	○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制、地下浸透規制及び農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用方法の改善について、技術的な指導を行います。		○有害大気汚染物質について,環境モニタリング調査(6地点)(鹿児島市調査分を含む)を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査(6施設)を実施。 ○工場・事業場に対する立入指導を行い,排出水の監視・調査を実施。
		食の安全推 進課	○「農薬使用の手引き」を作成し、病害虫・雑草防除及び植物成長調節における適正な使用を指導する際に水質汚濁性農薬を除外。 ○県内31のゴルフ場において、井戸や排水口等の自主水質検査を行った結果、環境省が示した暫定指導指針値を下回っていた。
057	(2) ダイオキシン類 ○ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき,その排出量の実態を把握し, 廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。	環境管理課	(2) ダイオキシン類 ○廃棄物焼却炉以外のダイオキシン類特定施設について、ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法の遵守を指導。
		廃棄物・リサ	
		イクル対策課 廃棄物・リサ	
		選集物・リサ イクル対策課	○焼和施設がら発生するダイオキンン類の排血を抑制するため、構造要準(助燃装直、温度計、 記録計等の設置)・維持管理基準(800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等)の遵守を指導。

058	○大気,公共用水域(水質,底質),地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。	環境管理課	○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき,大気,水質,底質,地下水及び土壌について ダイオキシン類常時監視調査を実施。
059	○県ごみ処理広域化計画に基づき,ごみ処理の広域化を促進します。	廃棄物・リサ イクル対策課	○国庫補助事業の導入を図り,市町村等のごみ処理施設2箇所(鹿児島市,肝属地区一般廃棄物処理組合),リサイクルプラザ1箇所(肝属地区一般廃棄物処理組合),埋立処分地施設1箇所(姶良郡西部衛生処理組合),し尿・浄化槽汚泥高度処理施設2箇所(霧島市,大島地区衛生処理組合)など一般廃棄物処理施設の整備を促進。
060	(3) PCB廃棄物 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法*」)に基づき,保管等の届出義務の遵守など,適正な処理を促進します。	廃棄物・リサ イクル対策課	(3) PCB廃棄物 ○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。
061	(4) その他の化学物質 ○農薬安全使用の徹底,農薬取扱者の指導・取締り及び農薬の適正な使用を促進します。 また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める 条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。	進課	(4) その他の化学物質 ○農薬取締法による農薬適正使用の周知徹底や,適期・適確な病害虫発生予察情報の提供により,農薬の10アール当たり使用量を43.8%(H18/S60)に削減。 ○啓発期間を設けて,農薬使用者等に対する広報,農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬適正使用を推進。 ○有人へリコプター及び無人へリコプターによる水稲の航空防除の実施団体に対し,農薬安全使用対策を指導。
		農業開発総 合センター	○経過措置農薬の登録拡大に向け、対象作物の農薬残留量を測定。
		森林整備課	○松くい虫特別防除事業に係る航空防除実施に際し、農林水産航空事業技術指針を適正に運用 し、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守することにより松くい虫被害の適 正な防除を図るとともに、地域住民や関係団体、市町村等による連絡調整会議を開催。
062	○農薬に替わる害虫防除の方法として,天敵利用*などの生物的防除,耕種的・物理的 防除技術*などを組み合わせた総合防除技術の開発を図ります。	農業開発総合センター	 ○農薬に替わる害虫駆除の方法として、葉ネギの鱗翅目害虫の複合性フェロモン剤による防除効果を検討し、農薬による防除回数の軽減と低コスト化が図られることを明らかにするとともに、新たな作物での利用を検討。 ○天敵利用技術を用いた施設ピーマンにおいて、化学農薬使用を抑制することによって顕在化する害虫種への対応を検討。 ○施設ナスにおける天敵利用技術を検討し、ナスを加害するスリップス類に対して、補食性天敵タイリクヒメハナカメムシが有効であることを明らかにし、より簡易な効果的施用法を検討。 ○微生物資材が根深ネギの白絹病、軟腐病に対して安定的に有効であることを再度確認した。また、ジャガイモそうか病に対して、陽熱処理と米ヌカが有効であることを明らかにし、より簡易な効果的施用法を検討。
		農業開発総 合センター	○ゴマダラカミキリに対する生物農薬,バイオリサ・カミキリの広域連年(3年)施用効果を 検討した。
		dh Wedd av 28	○ミカンハモグリガの防除方法について、粒剤による省力散布法を検討した。 ○物理的殺ダニ剤デンプン製剤と低濃度マシン油乳剤の混用散布について検討した。
		農業開発総合センター	○害虫を食べる県内土着のアザミウマ(アカメガシワクダアザミウマ)が,施設ナス,イチゴ ピーマンにおいて容易に定着でき初期の害虫増殖を抑制できることを明らかにした。
063	(5) 事故時における対策 ○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、関係機関と連携をとりながら、事故が発生した場合の応急措置、速やかな復旧、事故の状況の通報及びその拡大や再発の防止 措置など、各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。	環境管理課	(5) 事故時における対策 ○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対策を実施。 ○農薬事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。
064	○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策及び原因究明等についての対 ウススススと見べき、適切な対応を図ります。		○県下の河川等で発生した魚介類の異常へい死事故について, 各関係市町等からの調査依頼に トカー原用調査するが実施
2	応マニュアルに基づき,適切な対応を図ります。 「騒音・振動,悪臭等の防止 (1) 騒音・振動の防止 (1) -1 環境基準の類型指定等の推進	発センター	より、原因調査を 2 件実施。 4 騒音・振動,悪臭等の防止 (1) 騒音・振動の防止 (1) -1 環境基準の類型指定等の推進

[065]	○土地利用等の実状に応じ,騒音に係る環境基準の類型指定等をさらに推進します。	環境管理課	○薩摩川内市の入来都市計画用途地域に類型指定するための事務処理を行った。
	(1)-2 工場・事業場対策		(1)-2 工場・事業場対策
066	○騒音規制法*,振動規制法*及び公害防止条例等に基づき,規制・指導の徹底を図ります。また,土地利用等の実状を踏まえて,必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適		○県管理の工業用地の土地取得者に対しては、騒音、振動等による公害を発生させないよう十 分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、
	正に見直します。	·	立地協定書や土地売買契約書で規定。
067	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離等環境に配慮した土地利用の適正化を促	都市計画課	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地
	進します。	am (& brb - est t est	利用の適正な誘導を行っている。
068	○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。	環境管理課	○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等に ついて説明し、実態把握に努めるよう指導。
069	○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など,騒音・振動防止技術の普及を図ります。	環境管理課	○市町村担当者研修会等で,騒音,振動防止技術の普及について啓発。
070	(1)-3 道路交通騒音・振動対策○公園・緑地,緩衝建築物等緩衝空間の設置など,沿道土地利用対策を促進します。	都市計画課	(1)-3 道路交通騒音・振動対策 ○市町村に対し、助言。
071	○バイパスなどの道路網の整備,生活ゾーンへの通過交通の排除,信号機の運用改善や		○あんしん歩行エリア等4地区25交差点の交通信号機等による交通総量の抑制の運用見直し及び
	速度規制の見直しなどを交通流対策として推進します。	制課	2路線138mについて車両通行止等をそれぞれ実施。
		道路建設課	○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。
070		道路維持課	
072	○低騒音舗装による路面の改良及び遮音壁や植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。		○市街地部の県道において,必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備。
073	○関係法令等に基づき,過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。また,		○交通事故や交通違反の実態,苦情,取締り要望に基づき,過積載や整備不良車両等の指導・
	低騒音車の普及促進,自転車利用施設の整備など低騒音型交通手段への転換を促進し	導課	取締りを強化し,10月を「過積載取締り強化月間」と定め,全県的な取締りを実施し,平成
	ます。		17年度中,過積載違反を97件,整備不良違反を4,498件検挙。
074	○騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。	環境管理課	○15区間で,道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し,96.2%の達成 率。
	(1)-4 鉄道騒音・振動対策		(1)-4 鉄道騒音・振動対策
075	○九州新幹線鹿児島ルートについては,平成12年3月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基	環境管理課	○新幹線の騒音・振動の防止対策については,新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実
	準」の類型の指定を行っており,今後定期的に騒音測定を実施して環境基準の達成維		施。騒音の達成率は53.3%(8/15地点)。
	持に努めます。また,必要に応じ関係機関と連携しながら,騒音・振動の防止に努め		
	ます。		
076	○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握や その防止に努めます。	環境管理課	○事業者から相談があった際に,騒音・振動の防止について,適切な対応に努めるよう指導。
	(1)−5 航空機騒音対策		(1)-5 航空機騒音対策
077	○鹿児島空港及び鹿屋飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努め	環境管理課	○鹿児島空港及び鹿屋飛行場において,6地点ずつ測定した結果,全て環境基準を達成。
	ます。また,必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど,騒音の防	;	
	止に努めます。		
078	○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。	環境管理課	○苦情があった場合,必要に応じ対応。
	(1)−6 建設作業騒音・振動 対策		(1)-6 建設作業騒音・振動対策
079	○騒音規制法,振動規制法及び公害防止条例等に基づき,規制・指導の徹底を図るとと	環境管理課	○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底。
	もに,低騒音・低振動型機種の導入を促進します。	LEADING and the	○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知。
		技術管理課	○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応。
	(1)-7 沂隣騒音対策	+	工するより指導。低級者・低級動での施工を行りべき地域では、工事慎昇において各々対応。 (1)-7 沂陽騒音対策
080	(1) = 7 2月 残損 百 対東○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、公害防止条例等により	 	(1) = 7 担隣独自対象○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応。
1000	規制や指導の一層の徹底を図ります。	県警地域課	○ 日間寺に ラットでは、中町村担当市省と 励譲しながら天然調査を行りられる。
	Moles California Alichard California Alichard California Alichard	県警生活環	○ 公安委員会では県風俗環境浄化協会(県防犯協会)に、風俗営業管理者講習会を委託し、県
		遺課	下各警察署等で平成18年度中同講習会を14回開催し、440人の管理者を指導。
	(2) 悪臭の防止	- Julyin	(2) 悪臭の防止
	(2)-1 工場·事業場対策		(2)-1 工場·事業場対策
081	○悪臭防止法*及び公害防止条例に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、規制		○悪臭防止法に基づく規制地域の指定について,県内の未指定町村に対し,意向調査を実施。
	地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要		○特定悪臭物質濃度測定を 1 事業場で実施。
	に応じ適正に見直します。		

□ ○	082	○工場・事業場の立地等に際しては,悪臭が発生しない施設の整備を促進します。	環境管理課	○市町村からの相談に対応。
□ 2083 ○ 後音音楽で対応するため、真気衝散・揺削の導入を検討します。			産業立地課	○県管理の工業用地の土地取得者に対しては騒音,振動等による公害を発生させないように十
図書会長に対応するため、異気指数で乗削の導入を検討します。				分な防除の措置を講じさせるため,分譲申込みの際に,公害防止計画書の提出を求めたり,
び記臭施設の設置を健産の強悪を健産の強悪を健康の関係など、悪臭防止技術の普及に努めます。				
20 2			-11- 2-4 - HAVE	
(2) - 2	084	○脱臭施設の設置や建屋の密閉化など,悪臭防止技術の普及に努めます。	-1-12-4111	○技術相談等で情報の提供や相談への対応。
088 ○生居地域との混住化に対応するため、畜産経営の環境発信を総合的に推進します。 富産援 表定様式には関する風水や水質所高等の環境が扱いであります。 地域性良からの管情に対する経費を指述します。 一直であり無情が表情が見から、環境には、 東京 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中			ンター	
一個の		(=) = W.2-1-1-	1	(=) = 2.22 3.11
	085	○住居地域との混住化に対応するため、畜産経営の環境整備を総合的に推進します。	畜産課	
上た書音の整備や客畜排性の物の推音もう配等への利用促進など、環境保全型畜産を 拒絶します。 一部				
指摘します。 1887 一部の外外をいい間音の環境実化、衛生強化運動の実践などにより、住民と共生できる 審査接 構築します。 1887 一部の外外をいい間音が関連変化を実施。	086			
図書台内外やたい配合の環境美化、衛生線化運動の実践などにより、住民と共生できる 電産を構築します。 図書の現代を開発します。 国際生物製別の有効性の検討や悪臭防止に関する新技術の導入を促進します。 図書の大地を出等の適正な場所 の現代を主導の適正な場所 の大地を主導の適正な場所 の大地を大地を大き の大地を大地を大き の大地を大き の大地を				整備リース事業等で畜産農家123户の施設整備を実施。
一個	007	720 - 017 0		
図書と特容的の有効性の検討や、悪臭防止に関する新技術の導入を促進します。 図の大き主体等の適正な理解	087		新産課	〇畜舎及びたい肥舎等の周辺の環境美化を実施。
(3) 不快を主味の適正石製除		H/H C 1147K - 017 V		
○ ジャンバルトサカヤスデー等の不快害虫については、他の生物に悪影響を与えないよう な方法で市中村による適正な船除を促進するとともに、国や民間の研究機関などと連携しながら生態や駒除方法の調査研究に努めます。また、適正な船除について住民への普及階等を図ります。	088			
な方法で市町村による適正な躯除を促進するとともに、国や民間の研究機関などと連携しながら生態や躯除方法の調査研究に努めます。また、適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。 5 後年製料全の形成 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1) 一般廃棄物の理が自動するの方法が開発を促進するとともに、リサイクルの推進 ○県ごみ族電化・リサイクルの推進 ○県では、東京・田村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。 ○管器包装リサイクル法で、「日本のより、中国は経路最全を認るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対しな方を修験。 ○中版第年物のリサイクルと語を記す。 ○管器包装リサイクルと語を記す。 ○管器包装リサイクル法にあります。 ○管器包装リサイクル法にあります。 ○管器包装リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルにいいて的確定は特別の思慮に関係の表す。でおり、利用皮の経験・デル・リサイクルとが正常に対した動きを受け、原文部のり出生の経験・デル・リサイクルといいて的確定は関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルにいいて的確定は特別の思慮 ○県ごみ処理はが助理には関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルの拠点となるリサイクルが課題 「1) 2廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理はが出き値と言う。 溶融圏化を含む高度な検却施設、リサイクルの拠点 展素物・リサを設定は対し過度を対して助き・指導を実施。 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルにいいて的確定は特別の思慮 ○県ごみ処理はが明白を必ず、フェンのリサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルをとなるリサイクルを必要が、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルを必要が、リカルで一層推進するための拠点となるリサイクルをとなるリサイクルをでいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルをとなるリサイクルをとなるリサイクルをとなるリサイクルをとなるリサイクルをとなるリサイクルを必要が、リカル・ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				*** ***********************************
携しながら生態や駆除方法の調査研究に努めます。また,適正な駆除について住民へ	089			
の普及啓発を図ります。 (7) 一般麻棄物処理の促進 (1) 一 財出抑制、減量化、リサイクルの推進 (東京 か成量化、リサイクルの推進 (東京 が成量化、リサイクルの推進 (東京 が成量化、リサイクルでは、 東東 ・ では、 市町村、関係回体、 事業者の財政を解し、 東東 ・ では、 市町村、関係回体、 事業者の財政を解し、 東東 ・ では、 東東 ・ アンルが開催。 東東 ・ アンルが開催。 東東 ・ アンルが開産。				
た向けを調査研究等を行うとともに、まん延防止リーフレットを作成・配布した。また、割 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 佐田でおいて現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。 大田のお神経		*** - · · · - · - · · · · · · · · · · ·	10 001(1)1	
5 循環型社会の形成 (1)一般廃棄物処理の促進 (1)一十 排出抑制, 減量化、リサイクルの推進 (第三次減量化・リサイクル推進協議会や票地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等との連集例の下、マイバッグキャンペーン(買い物姿持参運動)を展開するなど、ご参の類出抑制の普及路発を行います。 (一般廃棄物のリサイクルの方とのの技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用を図るため、市町村と連携し、原民、事業者への普及路発を行います。 (三等器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事事事が、リサイクルが推進「銀子」では、10月に「マイ・バッグキャンペーン」を実施し、ボスター2,500枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対する助き、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル製品の積度があります。 (三等器包装リサイクル法等リサイクルは等リサイクルを促進します。) (三野車リサイクル法についての協議及び情報を実施。) (三野車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。) (三野源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルといて的確な情報の把握に努めます。 (1) 一名 原薬物の理体制の整備 (1) 一名 原薬物の規模を実施。 (1) 一名 原薬物の規模を実施。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルを促進します。 (3) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 (1) 一名 原薬物の理体制の整備 (1) 一名 原薬物の理体制の整備 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルを促進します。 (3) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルを発生が表別は制度について、離島市町村等に対して助き・指導を実施。 (3) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく名 クルが対策を とから、関連主等・市町村に対りまる時の実施 離島からの海上製造を実施。 (3) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく名 クル対策器 と対するが表別を対して助き・指導を実施。 (3) 「資源やの理な域化計画に基づき、深触固化を含む・高度な焼りが起き、クルが対策と とからの比解をついて、離島市町村で次対し説明会を16回実施 離島からの海上製造・送費に係る助成制度について、離島市町村で次対し説明会を16回実施 ・サイクルなどについて、前級集を実施。 (4) 「全産薬物の理体制の整備 (5) 「会別では対し、対策を表が、サイクルが変化、対域を表が、サイクルが変化、対域を表が、サイクルが変化、対域を表が、サイクルが変化、対域を表が、サイクルが発酵、となら助が利度に表が、サイクルが発酵、となら助が利度に表が、サイクルを増まるとも、原薬物・サイクルは、サイクルが発酵、とない、対域を表が、サイクルを対域を実施。 (4) 「全産薬物の理なが、サイクルが発酵と、サイクルが発酵、とない、対域を表が、サイクルを対域を実施、・サイクルが発酵、とない、サイクルが発酵、とない、サイクルが発酵、とない、サイクルの促進に関する法様の必要に表が、サイクルを対域を実施、サイクルが発酵、ともない、サイクルを対域と表が、サイクルを対域を実施し、サイクルを対域を実施し、サイクルを対域を実施し、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を実施し、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を実施し、対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を実施し、対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを対域を表が、サイクルを表が、サイ		の音及啓発を凶りより。	イクル対策課	
5				
(1) 一般廃棄物処理の促進	-	- 年度期は入れ形式	F	
(1) −1 排出抑制,減量化、リサイクルの推進	1 1 -			
○県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等との連携の下、マイバッグキャンペーン」を実施し、ポスター2、500枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。 ○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するともに、リサイクル製品の積極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル法については、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。 ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 のおは、「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルで、企業を開発していて、企業を関連を行うとともに、関連事業者、市町村に対し説明会を15回実施、離島からの海上輸援サイクルが発展。 (1) −2 廃棄物処理体制の整備の理理などりサイクルで発達を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点を発売していて、がッグキャンペーン」を実施し、ボスター2、500枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対した場合に設置した県ごみ減量化・リサイクル推進協議会を改組・拡充し、廃棄物の減量化・リサイクルの促進を目的に設置した県ごみ減量化・リサイクルは推進協議会を改組・拡充し、廃棄物の減量化・リサイクルの促進を目的に設置した県ごみ減量化・リサイクルは推進協議会を改組・サイクルの用途を実施。マ東施を図るとともに、離島地域(種子島地区及び奄美地区)における収集運搬料金の低減化のための協議を実施。 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各廃棄物・リサイクルが減遅でいて、離島中町村等に対して助き、計算を実施。 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各廃薬が・リサイクルが減遅で容器包装リサイクルと批等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。「リー2 廃棄物処理体制の整備の果物処理体制の整備の見速は域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクのと発達を目的に設置した場に対しまる。対し、中域は対して対し、対策を関連するとともに、市町村、関係可能を発を関していて、対したのは、対域は関連を表していて、が、リサイクルが対域と対して対し、指導を実施。 「ウルが対域を関連を表していて、が、フルが対域と対して対し、対域を表しまれていて、が、フルが対域と対して対し、対域を表しまれていて、が、フルが対域と対して対し、対域を表しまれていて、が、フルが対域と対し、フルを対し、対域を表しまれていて、対域を表しまれていて、が、フルが対域と対し、フルをは、フル・リカルを配置では、フル・リカルを関連を表しまれていていて、が、フル・フルを関連を表しまれていて、対域を表しまれていて、フル・フルを対しまれていて、フル・リサイクルを発を図るともに、・リサイクルを対し、対域は対域に対し、対域を表しまれていて、フル・リカルを対し、フル・リカルを表しまれていて、フル・リカルを対し、フル・リカルを表しまれていて、フル・リカルを表しまれていて、フル・リカルを表しまれている。 「クル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル・フル	090		イクル州東課	117 12030-1-1372 2 1 002
等との連携の下、マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)を展開するなど、ご みの排出抑制の普及啓発を行います。 ○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積 廃棄物・リサ 極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事 東土 イクルの促進を目的に設置した県ごみ減量化・リサイクル推進協議会を関催し、廃棄物を触の減量化・リサイクルを推進するための連絡調整。諸方策についての協議及び情報交換を実施。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事 東土 イクルが報酬 最地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。 ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 の34 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各 種リサイクルといっての確認とともに、関連事業者、市町村に対し説明会を15回実施。離島からの海上輸 登費に係る助成制度について、離島市町村等に対して助言・指導を実施。 の84 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各 種リサイクルとついて的確な情報の把握に努めます。 (1) - 2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理体制の整備 ○県ごみ処理な域化計画に基づき、溶験固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点 医薬物・リサとなるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備 イクル対策課			:	
の分排出抑制の普及啓発を行います。		- 11 - 7 13 - 13 - 7 - 7 - 7 - 7 - 12 12 12 12 12 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	'	
○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積 極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル法については、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。 ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 ○自動車リサイクルに関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業のの協議を実施。 ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 ○自動車リサイクルとは、関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルでの扱いでは、対していて、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルでいて的確な情報の把握に努めます。 (1) −2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルを開発を行うとともに、関連事業者、市町村に対し説明会を15回実施。離島からの海上輸送費に係る助成制度について、離島市町村等に対して助言・指導を実施。 ○容器包装リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 (1) −2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルを開発を行うとともに、関連事業者、中町村に対する地では、対して助言・指導を実施。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。 ○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。 ○常に深め、理広域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクル対策課といい、リサイクルが確認の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。				
極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。				
□ 公容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル法については、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。 □ ○ 自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 □ ○ 自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 □ ○ 自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 □ ○ 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 □ ○ 「 ○ 「 ○ 原棄物・リサイクルについての協議を実施。 □ ○ □ ○ 「 ○ に 日 ○ に	na1			
○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル法については、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。 ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 ○193 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 ○104 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 ○105 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 ○106 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 ○107 ○108 ○108 ○109 ○109 ○109 ○109 ○109 ○109 ○109 ○109	001	1至明ら行用を囚るため、中門刊と圧誘し、示成、事業者、20日及召走を刊でより。	1 2 700 J. Kar	
第者等に対する助言,情報提供に努めます。なお,家電リサイクル法については,離		○ ○		
□ 島地域への指定引取場所の設置等について,引き続き国等へ要請します。 □ ○自動車リサイクル法に基づき,使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 □ ○ ○ 自動車リサイクル法に基づき,使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 □ ○ □ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ngg			
○自動車リサイクル法に基づき,使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。 回84 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各 種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 ○105 (1)-2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づき,溶融固化を含む高度な焼却施設,リサイクルの拠点 となるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備	002		1 2 7 2 7 2 7 2 8 6 3 7	
□93			察棄物・11⋅1	- 1000000 = 0 00000
び書に係る助成制度について、離島市町村等に対して助言・指導を実施。 ○ 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各 廃棄物・リサ イクル対策課 実施。 ○ 「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各 廃棄物・リサ イクル対策課 実施。 ○ 「クロス 定棄物処理体制の整備 「リナイクルである。 「リナイクルの拠点」 「原棄物・リサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備 「ペクル対策課 マンターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。	1093			
□94 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」)」に基づく各 種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。			1 2 7 2 7 1 2 1 2 2 2	
種リサイクルについて的確な情報の把握に努めます。 イクル対策課 実施。 (1) - 2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点 廃棄物・リサムをなるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備 イクル対策課 センターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。	094		廃棄物・リサ	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を
(1)-2 廃棄物処理体制の整備 ○明ごみ処理広域化計画に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点 廃棄物・リサー となるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備 イクル対策課 センターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。			100010177	a diam management and the second and
095 ○県ごみ処理広域化計画に基づき,溶融固化を含む高度な焼却施設,リサイクルの拠点 廃棄物・リサ となるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備 イクル対策課 センターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため,関係市町村に対する助言を実施。				(1)−2 廃棄物処理体制の整備
となるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備 イクル対策課 センターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。	095		廃棄物・リサ	○県ごみ処理広域化計画に基づいて,リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクル
まは、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大				センターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。
他延延します。なむ,酷命也核にレビには,工このツルビがに肥設やダイオキとと規 ○国庫補助事未及び医性重要未必等人を凶り,中町竹寺のこの処理肥設が国所(鹿光命中,肝腸		を促進します。なお、離島地域については、生ごみのたい肥化施設やダイオキシン類	i	○国庫補助事業及び交付金事業の導入を図り,市町村等のごみ処理施設2箇所(鹿児島市,肝属
の削減対策が講じられた小規模焼却施設の島ごとの整備を促進します。 地区一般廃棄物処理組合),リサイクルセンター1箇所(肝属地区一般廃棄物処理組合),埋立		の削減対策が講じられた小規模焼却施設の島ごとの整備を促進します。		地区一般廃棄物処理組合),リサイクルセンター1箇所(肝属地区一般廃棄物処理組合),埋立
処分地施設1箇所(姶良郡西部衛生処理組合)など一般廃棄物処理施設8施設の整備を促進。				
生活排水対 〇公共下水道整備事業箇所数11市6町21箇所,供用開始箇所数11市5町20箇所。			生活排水対	〇公共下水道整備事業箇所数11市6町21箇所,供用開始箇所数11市5町20箇所。
策室			-1	
○焼却施設の設置者に対しては,ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法の規 <mark>廃棄物・リサ ○廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシンについて排出基準の適合状況調査(23施設)を</mark>				
096 定に基づく基準に適合するよう,燃焼管理の適正化,処理施設の改善及び排ガス中の イクル対策課 実施。(全て排出基準に適合)	096	定に基づく基準に適合するよう,燃焼管理の適正化,処理施設の改善及び排ガス中の	イクル対策課	実施。(全て排出基準に適合)

	ダイオキシン類濃度の定期的測定等について指導します。		
097	○し尿の海洋投入の全廃に向けた市町村のし尿処理施設の整備を促進します。また,合 併処理浄化槽や農業集落排水施設等については,公共下水道との調整を図りながら整 備を促進します。		○平成17年度は霧島市,大島地区衛生組合で,し尿・浄化槽汚泥高度処理施設を整備中。 ○平成17年度末汚水処理人口普及率60.9%
098	(1)-3 適正処理の推進 〇不法投棄防止に係る市町村の条例制定や郵便局等との連携による取組等の先進事例に ついて、情報を提供するなど支援に努めます。		(1)-3 適正処理の推進 ○家電・自動車リサイクルシステムの円滑な推進のため、不法投棄の要因となる収集運搬料金等の低減に向けて、市町村と協議等を行うとともに、不法投棄の実態調査を実施し、市町村に情報提供を行った。
099	○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。	廃棄物・リサ イクル対策課	○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善(地区診断:市町村、校区単位で21箇所),衛生知識の水準の引き上げ(ブロック研修会,2~4支部単位で5箇所,支部研修会:市町村、校区単位で24箇所)に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進。
100	(1)-4 普及啓発及び情報公開の推進 ○県民が自主的に大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に対する負荷の軽減 に努める「地球環境を守るかごしま県民運動」を展開するとともに、環境教育、環境 学習を推進します。		(1)-4 普及啓発及び情報公開の推進 ○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布(県下小学校 5年生全員等22,000部)や パネル展、研修会を開催。 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて(エコチャレンジ:廃棄物の 減量化やリサイクルにチャレンジ)実践行動を推進。
		廃棄物・リサ イクル対策課	○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し,40組102人が参加
101	○一般廃棄物に関する排出量、処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。また、一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。		○県内のごみ,し尿の排出処理の実態について「鹿児島県の一般廃棄物処理」(平成15年度廃棄 物処理事業実態調査結果)を作成し,広く情報提供を実施。
102	(2)産業廃棄物処理の推進 (2)-1 排出抑制,減量化,リサイクルの推進 ○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して,排出抑制,減量化及びリサイクルに 関する計画を含む産業廃棄物処理計画の作成を指導します。	廃棄物・リサ イクル対策課	(2)産業廃棄物処理の推進 (2)-1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進 ○産業廃棄物の多量排出事業者(年間1,000トン以上を排出)105事業所及び特別管理産業廃棄 物の多量排出事業者(年間50トン以上を排出)15事業所が処理計画を策定。
103	○産業廃棄物情報交換制度がさらに広く活用されるよう普及啓発を行い,事業者,処理 業者間の活発な情報交換を促します。	廃棄物・リサ イクル対策課	○産業廃棄物の提供情報485件,受入情報150件を県ホームページに掲載。
104	○産業廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の利用についての普及啓発を行うことなどにより各種リサイクル製品の市場の拡大に努め	-1- 24- 24- 1- HAVE	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて(エコチャレンジ:廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ)実践行動を推進。
	ます。	廃棄物・リサ イクル対策課	○産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルに資する研究開発の支援等を行う補助金制度を 実施(ℍ17~)。施設設備補助1件9,500千円,研究開発補助2件2,836千円
105	○リサイクル関連企業の立地を促進します。	産業立地課	○リサイクル関連企業3社立地(焼酎粕飼料化,有機性廃棄物の活用等)
106	○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制,減量化及びリサイクルに努める とともに,積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また,市町村等の公共事業や 民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。		○「県における再生資源活用工事実施要領(土木)」を平成5年4月より運用し、公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」,「再利用の促進」,「適正処理徹底」を実施。 ○国,県,市町村,公団等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内18箇所設置し,建設副産物に関する情報交換等を実施。 ○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い,建設副産物の再資源化等を推進。
107	○自動車リサイクル法に基づき,使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	イクル対策課	○平成17年1月から本格施行された自動車リサイクル法について、ポスター等により、制度の普及啓発を行うとともに、関連事業者、市町村に対し説明会を実施。離島からの海上輸送費に係る助成制度について、離島市町村等に対して助言・指導を実施。
108	○排出事業者や処理業者と連携し,食品リサイクル法の円滑な運用を図ります。	食の安全推 進課	○関係団体・事業者に対し、法の周知、普及啓発を実施。
109	(2)-2 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと,中間処理施		(2)-2 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○処理施設設置許可件数13件
	設や安定型処分場など産業廃棄物処理施設の整備を促進します。	かごしまP	○関係機関・団体と連携し、焼酎粕処理技術の情報提供や施設建設に関する支援施策について

		R課	相談・連絡調整等を行うことにより、焼酎粕処理施設の整備を促進。
110	○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、市町村との連携を密にし、環境保全協定の 締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。なお、中間処理施設につい ては、産業廃棄物の無害化、減量化及びリサイクルを推進するため必要な施設であり、 地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。	廃棄物・リサ	○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき,事前協議を実施。事前協議完了件数31件
111	(2)-3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進 ○管理型最終処分場については、現在、埋立てが可能なものは県内において自社専用施 設を除き1か所もないことから、関係市町村長や関係者と協議して公共関与により最 新の技術によるモデルとなるものの整備を推進します。	イクル対策課	(2) -3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進 ○先進地視察や産業廃棄物セミナー等普及啓発活動を実施。
112	○財団法人県環境整備公社の運営や同公社が行う管理型最終処分場の整備に対し支援します。	廃棄物・リサ イクル対策課	○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備等の費用に充てるための基金を設置(H17 ~)。
113	(2)-4 適正処理の推進○講習会,研修会等を通じて,優良な排出事業者,処理業者の育成に努めます。	廃棄物・リサ イクル対策課	(2)-4 適正処理の推進○産業廃棄物適正処理講習会において,排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明。○平成18年3月に産業廃棄物処理業者優良性評価制度を導入。
114	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努め、最新の処理技術の普及を図ります。	廃棄物・リサ イクル対策課	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。
115	○不法投棄等の防止を図るため,マニフェスト制度*の徹底を指導します。	廃棄物・リサ イクル対策課	○マニフェスト制度の周知徹底を図るため,各種講習会での説明を実施。
116	○産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、市町村、関係団体及び県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。	廃棄物・リサ イクル対策課	○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。 11月を不法投棄防止強化月間と定め,月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対 する県民の意識高揚を図るとともに,関係部局,機関と連携して集中的な合同監視パトロー ルを実施した。
117	○安定型最終処分場の設置者に対しては,安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに,定期的な水質検査を実施するよう指導します。	イクル対策課	○最終処分場に対して,監視指導を実施。
118	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定について指導します。	廃棄物・リサ イクル対策課 環境管理課	○廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類については、23施設で排出実態調査を実施。○焼却施設については、法に基づく構造・維持管理上の検査・指導を実施。○発生源周辺の環境大気中のダイオキシン類についてモニタリングを1地点で年2回実施。
119	○産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。		○産業廃棄物の不適正処理,不法投棄の防止等について情報交換を2回開催。 各保健所においても,産業廃棄物に係る情報収集を行うとともに,関係機関との情報交換, 連携の強化のための連絡体制の整備を図った。
120	○不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政 処分を的確に行います。	廃棄物・リサ イクル対策課	○不法投棄については、原状回復等、厳正に指導を実施した。○行政処分は該当事例なし。
121	(2)-5 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○九州各県の排出事業者からの最終処分を目的とした県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応します。その他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として承認しないこととします。	イクル対策課	(2) −5 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施。県外産業廃棄物の搬入 に係る事前協議承認件数110件。
122	(2)-6 普及啓発及び情報公開の推進 ○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生 するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、 理解と協力が得られるよう努めます。		(2)-6 普及啓発及び情報公開の推進 ○先進地視察や産業廃棄物セミナーの開催。 ○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組102人が参加。 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいて、ポスター・啓発パネルの展示、リーフレット配布等を実施。 ○県内のごみ・し尿の搬出処理の実態について「鹿児島県の一般廃棄物処理」(平成15年度廃棄物処理事業実態調査結果)を作成し、広く情報提供を実施。
123	○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて(エコチャレンジ:廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ)実践行動を推進。○第7回かごしま環境フェアを鹿屋市で開催(平成17年10月)し,リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。

124	○産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、処理施設の設置や維持管理に関する情報を法令等に基づき県民に公開します。	廃棄物・リサ イクル対策課	○廃棄物処理法に基づいて県民に公開。
1 1 -	原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全○川内原子力発電所周辺環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。ま		6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 〇川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめて公表。
125	〇川内原子力発電所周辺環境放射線調査を美施し、調査相乗を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。	原于刀女主 対策室	○川内原于月光龍所周起環境放射線調査指来について、年4回収りまとめて公表。
		原子力安全 対策室	
126	○川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。	原子力安全 対策室	安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。
127	○川内環境監視センター内の原子力情報展示ルームの整備・活用など、原子力や放射線 に関する知識の普及啓発に努めます。	原子力安全 対策室	○川内環境監視センター原子力情報展示ルームに,280人が入館。
		原子力安全 対策室	○各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報誌「原子力だよりか ごしま」を年4回発行。
128	○川内原子力発電所地震観測システムの運用など、県民に対する情報提供の充実に努めます。	原子力安全 対策室	○川内原子力発電所地震観測システムを運用し,川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に 公表。
129	○県原子力防災センターでは,通常時においては,研修や訓練を実施します。なお,万が一,原子力災害が発生した場合には,国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに,防災関係機関等の職員が参集し,相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。		○原子力防災訓練を平成17年11月18日(金),19日(土)に実施し,85機関,6,909人が参加。 ○県原子力防災センターを訓練・研修・施設見学等で341人が利用。
	32節 多様で恵み豊かな環境の保全地域特性に応じた自然環境の保全(1) 原生的な自然、優れた自然の保全○環境学習などにより自然保護思想の普及啓発を推進します。	森林整備課	・配布。 ○4月23日~29日までの「みどりの週間」を中心に県下各地で緑化キャンペーンを実施。 ○4月29日のみどりの日に「みどりの感謝祭」を,10月23日に「森の秋まつり」を県民交流センターで開催し、県民が森林とふれあう機会を提供。
		環境保護課	- 22 (4 4 7 11 1 4 4 7 1 4 4 7 1 4 4 7 1 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 4 7 1 4 4 7 1 4 4 7 1 4
131	○世界的、全国的、地域的にみて価値の高いまとまりのある原生的な自然については、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域及び国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。	環境保護課	○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき 226件許可等(国立147件、国定55件、県立24件)。 ○奄美希少野生生物保護増殖分科会において、マングースの防除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギ、アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換。 ○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施。
		森林整備課	○保安林を指定し,標識の設置等(第1種標識8本,第2種標識802本,保安林解説板1基)を行 い,保安林の適正な配備及び管理を実施。
132	○自然災害やサンゴの捕食被害等非人為的に自然環境の劣化した地域については,自然 のもつ復元能力を極力活用しながら,必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全 ・修復対策を実施します。		にサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。(オニヒトデ捕獲数 17,188匹)
133	(2) 身近な自然の保全 ○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成復層 林施業*等により多様な森林づくりに努めます。		成複層林整備等を実施。
134	○緑の募金*活動を促進し,森林整備や緑化に努めます。	森林整備課	活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公民館、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施。
135	○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を図ります。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保護を図ります。	森林整備課	○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに882.1ha指定。○予防対策として薬剤の空中散布を2,044ha,地上散布を41ha,駆除対策として伐倒駆除27,604m3を総合的に実施。

136	○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、 森林、農地等を維持・管理する担い手の確保に努めます。	農地整備課	○担い手育成型の畑地帯総合整備事業を65地区,担い手支援型畑地帯総合整備事業を18地区経営体育成基盤整備事業を14地区で実施。
		林業振興課	施。また,基幹林業就業者となる林業作業士の養成(累計267名)。高性能林業機械のリース ・レンタル事業,林業事業体に対する経営コンサルタント等を実施。
137	○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。		対して交付金の交付を行った。(協定締結面積7,330ha)
		経営技術課	○構造改革特別区域法などに基づく特定法人貸付事業により、意欲と能力のある企業などの農業参入を促進し、耕作放棄地の解消による農地の有効利用が図られた。(解消面積約42ha)○農作業受委託などを行う営農組織(457組織)、地域営農支援活動組織(29組織)に対する地域農業のシステム化の推進・支援を実施。
138	○砂浜・干潟などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境 浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。		ゴミ等の除去や監視活動を行い,産卵場周辺の環境を整備。
139	○長い年月にわたる人間と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然 環境の保全を図ります。		の保全にチャレンジ)実践行動を推進。
		農地整備課	〇棚田等保全活動協賛事業を4地区で実施。
140	○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止*対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を推進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。		るよう指導。また,工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識 改革を図るとともに,市町村,関係団体と合同パトロールを実施し,不適正な対策の改善を 図った。
		農地整備課	27/14/4 - 1/1/3/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/
141	(3) 世界自然遺産屋久島の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	環境保護課	(3) 世界自然遺産屋久島の保全 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を2回開催し、山岳部における利用の適正化を図った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を53,600部作成・配布。
142	(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自 然遺産への早期登録を目指した取組に努めます。	環境保護課	(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全 ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、奄美群島の自然生態系の現況調査や重要生態系の保全と活用に関する調査及び重要生態系の保全に係る普及・啓発活動を実施。 ○重要生態系地域の保護のため、国立公園等保護地域設定の前提となる重要地域を抽出
143	2 多彩な自然環境の活用 (1) 自然とのふれあいの場の確保 ○世界的,全国的,地域的にみて価値の高いまとまりのある自然については,生態系研究の拠点として,あるいは適正な管理のもとでの自然体験・環境学習の場として利用	1	2 多彩な自然環境の活用 (1) 自然とのふれあいの場の確保 ○「屋久島自然体験セミナー」(毎月1回)等を実施。 ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ust The Control of th	- 510 SG1-1-43C47K	O SCHIMITICAL BURNERS OF THE PRINCE OF THE P
144	○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点からみて優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。		○自然とのふれあいと促進するため、屋久島地区では登山歩道の整備を行った。
145	(2) 自然を活かした地域づくり ○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する 地域づくりを推進します。	農地整備課	〇棚田等保全活動協賛事業を4地区で実施。
146	○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。		○県下に広くグリーン・ツーリズムを普及するため、県において、推進会議や指導者等の人材 育成研修会等を開催するとともに、9市町村において推進体制を整備し、地域の特性を活か した都市住民等との交流活動を実践。
	Additional lightness tides with a second stress with	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
147	○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいのなかで自然を学ぶエコツーリズム など、本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	観光課	○インターネット等を活用し,本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
\Box			

148	○水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。		施。
149	○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。	森林整備課	○森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は,個人登録460名,団体登録18団体,フィールド登録31箇所。
150	○温泉や景観などを有効活用した地域づくりを促進します。	観光課	○インターネット等を活用し,本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
	(3) 屋久島環境文化村構想の推進		(3) 屋久島環境文化村構想の推進
151	○屋久島環境文化村構想の着実な推進に努め,屋久島の優れた自然を活かした地域づく りを促進します。		○屋久島環境文化村センター入館者数59,431人,研修センター入館者数8,119人
152	○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。		〇自然体験型環境学習である「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回,「ガイドセミナー」を年 2回実施。
153	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	環境保護課	○第2回世界自然遺産会議において,屋久島の自然や文化等について情報提供
	(4) 奄美群島自然共生ブランの推進		(4) 奄美群島自然共生ブランの推進
154	○奄美群島自然共生プランの推進体制を整備し、自然共生ネットワークの形成を促進します。	環境保護課	○ 奄美群島自然共生プラン推進本部会議を年 1 回開催し,意見交換等を実施。
155	○自然生態系の現況調査・研究の推進,重要地域の保全等のための取組の推進及び登録 に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を行います。	環境保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、奄美群島の自然生態系の現況調査や重要生態系の保全 と活用に関する調査及び重要生態系の保全に係る普及・啓発活動を実施。
156	○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進し ます。	観光課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施 設の修景植栽等を実施。
157	○オニヒトデ駆除等サンゴ礁保全対策,希少野生動植物対策,自然再生の検討などにより,自然環境保全対策を推進します。	環境保護課	 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。(オニヒトデ捕獲数17,188匹) ○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第9次鳥獣保護事業変更計画に基づき進め
			ているところであり,平成9年度から順次,名瀬市の金作原地区,住用村の金川岳地区,笠 利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成17年度末現在,奄美群島では,24箇所約5,1 00ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。
			○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため,平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。
158 3	生物多様性の保全		3 生物多様性の保全
	(1) <u>野生生物の適切な保護</u>	→m ((1) <u>野生生物の適切な保護</u>
	○県レッドデータブックを活用し,希少野生動植物の保護対策を検討するとともに,県 民意識の高揚に努めます。		○希少野生動植物保護対策検討委員会を開催し、保護対策等についての協議を行うとともに、 希少野生動植物保護に係る普及啓発ポスター等を作成・配布した。
1.50	○野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地等保護区や鳥獣保護区など各種制度	環境保護課	○国の法改正に伴い,第9次鳥獣保護事業計画を変更し,第9次鳥獣保護事業変更計画(平成
159	の活用による行為規制や保全事業を推進します。		14年度から平成18年度までの5か年間)に基づき,鳥獣保護区を指定。平成17年度末現在の 鳥獣保護区は140箇所,73,947ha。
		森林整備課	
		AWITTE MADE	昭和49年から規制している名瀬市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲禁止期間を 5年間
			延長。(H16.11.1~H21.10.31)
160	○ニホンシカ等著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を推進します。	森林整備課	○ニホンジカのモニタリング調査を実施し,この結果に基づきニホンシカ特定鳥獣保護管理計 画を変更した。(狩猟期間の1か月延長)
	○天然記念物*や絶滅のおそれのある野生動植物については,文化財保護法*,「絶滅の		○愛鳥週間作品コンクールを実施し,優秀作品を表彰。(第39回 1,674点)。
161	おそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、県文化財保護条例及び県希少野		〇指定希少野生動植物を41種指定し,捕獲,採取等を禁止するとともに,普及啓発ポスター等
	生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、適正な保護を図ります。なお、県文化 財保護条例の運用に当たっては、貴重なものを天然記念物として指定し、保存に影響	小作計種	を作成,配布。 ○県文化財保護指導委員(30人)を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。
	対体設未例の建用に当たっては、 員里はものを大然記述物として指定し、保存に影響 を及ぼす行為等から守ります。 県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっ	本TLX4 i 床	○宗文10別体設指等安員(80人)を安腐し、宗内の国及の宗指定文10別を巡視。 ○県指定天然記念物として「オットンガエル」を新指定(指定:H17.4.19)
	で及ばり17局等がらすります。 宗布少野王動植物の保護に関する宗内の連用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物の指定や野生		○対は日本人が適用の対象として「タンドマカキル」で利用を (日本・III/14.10)
	動植物の生息状況等調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保		
	護監視活動に努めます。		
	○奄美地域における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物		
162	保護センターの活用や,貴重な野生生物の保護のための調査研究,普及啓発等を促進		ラフト教室,絵画展等を開催した。